

山梨県公報

第七百八十一号

平成十九年

八月二日

木曜日

目次

道路の区域変更(二件).....	五六五
道路の供用開始.....	五六五
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	五六六
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	五六九
宅地建物取引業法に基づく聴聞.....	五七〇
公 告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請.....	五七〇
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出.....	五七一
大規模小売店舗において小売業を行う者等の変更の届出.....	五七二
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件).....	五七三
公安委員会	
一般競争入札について.....	五七四

告 示

山梨県告示第二百九十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成十九年八月二十三日まで一般の縦覧に供する。
 平成十九年八月二日

一 道路の種類	一般国道	山梨県知事	横	内	正	明
二 路線名	一三九号					
三 道路の区域						

区	間	旧新	敷地の幅員	延	長
---	---	----	-------	---	---

大月市飯岡町大字畑倉字ヤスバ六一〇番の 一地先から 大月市飯岡町大字畑倉字大沢六六五番の 一 地先まで	の別	(メートル)	(メートル)
	旧	五・四 八・六	二〇・〇
新	六・一 三三・二	二〇・〇	

山梨県告示第二百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成十九年八月二十三日まで一般の縦覧に供する。
 平成十九年八月二日

一 道路の種類	県道	山梨県知事	横	内	正	明
二 路線名	甲府市川三郷線					
三 道路の区域						

中央市大字山之神字居村三五二番地先から 中央市大字白井阿原字高儘五七一番の二地 先まで	の別	(メートル)	(メートル)
	旧	五三・〇 三三・五	六七五・〇
新	二二・五 五三・〇	六七五・〇	

山梨県告示第二百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十九年八月二十三日まで一般の縦覧に供する。
 平成十九年八月二日

山梨県知事	横	内	正	明
-------	---	---	---	---

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	茅野北杜 崎線	北杜市長坂町大字長坂上条字酒 呑場六二番の二地先から 北杜市長坂町大字長坂上条字酒 呑場六二番の二地先まで		二二六・〇	平成十九年 八月二日

山梨県告示第二百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月二日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横内正明

甲府市	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
黒平	黒平		急傾斜地の崩壊	
高1	高1		急傾斜地の崩壊	
高2	高2		急傾斜地の崩壊	
高3	高3		急傾斜地の崩壊	
御岳1	御岳1		急傾斜地の崩壊	
御岳2	御岳2		急傾斜地の崩壊	
御岳3	御岳3		急傾斜地の崩壊	
御岳の21	御岳の21		急傾斜地の崩壊	

草鹿沢 1	平瀬	竹日向の2	竹日向	高成3	高成2	高成1	猪狩の3 2	猪狩の3 1	猪狩の2	猪狩2	猪狩1	御岳の2 7	御岳の2 6	御岳の2 5	御岳の2 4	御岳の2 3	御岳の2 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

太刀岡沢	御岳下沢	牛芳窪沢川	猪狩沢の1	猪狩沢	平瀬	高成	川窪	御岳	草鹿沢	高成	猪狩	御岳	御岳	御岳	御岳	草鹿沢の3	草鹿沢の2	草鹿沢2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊													
甲府市																		
																	甲府市・甲斐市	
帯那川2	帯那川1	塔岩沢	日向沢	竹日向沢	妙がの窪沢	櫛平沢2	櫛平沢1	高成川	尾の内沢川	石堂沢	ホソ才沢2	ホソ才沢1	寒沢川	高町沢	御岳沢	草鹿沢	太刀岡北沢	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	

二 土砂災害特別警戒区域

甲府市							市町村名									
御岳の2 1	御岳 2	御岳 1	高 3	高 2	高 1	黒平	土砂災害特別警戒 区域の名称	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類								
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	堂の山沢の2	堂の山沢	上帯那川の2 2	上帯那川の2 1	不動沢穴口沢	上帯那川	幕岩沢	上帯那北沢
次の図のとおり (図面省略)								土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

草鹿沢 の3	草鹿沢 の2	草鹿沢 1	平瀬	竹日向の2	竹日向	高成 3	高成 2	高成 1	猪狩の3 1	猪狩の2	猪狩 2	猪狩 1	御岳の2 7	御岳の2 6	御岳の2 5	御岳の2 4	御岳の2 3	御岳の2 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

寒沢川	高町沢	御岳沢	太刀岡北沢	太刀岡沢	御岳下沢	牛芳窪沢川	猪狩沢	平瀬	高成	川窪	御岳	草鹿沢	高成	猪狩 1	御岳 4	御岳 3	御岳 2	御岳 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊										

堂の山沢	上帯那川の2 2	上帯那川の2 1	不動沢穴口沢	上帯那川	幕岩沢	上帯那北沢	帯那川 2	竹日向沢	妙がの窪沢	櫛平沢 2	石堂沢	ホソ才沢 2	ホソ才沢 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

山梨県告示第二百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年八月二日

山梨県知事 横内正明

一 施行者の名称
山梨市

二 都市計画事業の種類及び名称

峡東都市計画下水道事業山梨市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十四年三月五日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十四年山梨県告示第七十七号、昭和五十八年山梨県告示第四百十九号、昭和六十三年山梨県告示第八十九号、平成三年山梨県告示第五百三十五号、平成五年山梨県告示第三百四十六号、平成七年山梨県告示第二百六十二号、平成八年山梨県告示第四百八十七号、平成十二年山梨県告示第二百三十一号及び平成十三年山梨県告示第五百五十六号、平成十九年山梨県告示第四百十号の事業地に山梨市歌田字並木及び字松畑、下栗原字団子塚、南字中島及び字大井保、北字土畑、字油田、字神楽田、字デウノコシ、字日影、字清水平、字仲町、字馬場町、字西上町、字沢田、字横屋、字今宮、字今宮東、字東明見及び字明見、正徳寺字北原、字天神前、字新川、字間之田及び字若宮、万力字原の前及び字大ノ田、落合字夏目塚、小原西字天神前、小原東字天神前、字東反保、字西久保、字白山及び字立石、上之割字葉師前、七日市場字大越、字稲荷窪道下、字奈知ノ宮及び字下ノ原の全部並びに一町田中字境田、字下河原及び字西田、下栗原字久保田及び字西田、北字中久保田、字上久保田、字東上町、字荒井、字東出口、字行人河原及び字西明見、正徳寺字一本木、字河原、字九ツ塚、字三宮寺、字今川、字柳田、字金塚及び字欠之下、万力字大川原及び字一丁目、上岩下字小武家及び字鹿田、落合字西反保、小原東字寺ノ下及び字柳原、三ヶ所字寺平、七日市場字立石、字西ノ原、字権現窪、字上木戸、字稲荷窪道上及び字金山の各一部を加え、一丁田中字北川原、歌田字神喰田、下栗原字紺屋町及び字下町、南字赤川及び字矢通、北字下河原、字下久保田及び字下町、正徳寺字林際、万力字唐土宮、字神ノ木、字片瀬、字足原田及び字大代、落合字久保添、上岩下字三牧地、小原西字寺ノ下及び字立石、小原東字南反保及び字樋口、三ヶ所字添川、字木戸、字連方、字新町東及び字新町西、上之割字八王子、七日市場字高芝原及び字赤髭において事業地を変更し、昭和五十四年山梨県告示第七十七号の事業地のうち大野字三十六、字高畑及び字天神前、下石森字雲林及び字中河原を削る。

2 使用の部分
変更なし

山梨県告示第二百九十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。
平成十九年八月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 日時 平成十九年八月十日 午前十一時

二 場所 甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館四〇四会議室

三 被聴聞者

1 商号 有限会社サンエステート

2 代表者氏名 取締役 小保 等

3 主たる事務所の所在地 大月市御太刀一丁目十五番三号

4 免許証番号 山梨県知事(2)第一九六三号

5 免許年月日 平成十五年六月一日

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十九年八月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成十九年七月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人わたげの会

2 代表者の氏名 栗原昭雄

3 主たる事務所の所在地 韮崎市中島一丁目七番二十二号

4 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者（以下、「障害者等」という。）に対して、その自立や地域移行の支援に関する事業を行い、もって障害者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年七月十九日から同年九月十八日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年十二月二日まで縦覧に供する。

平成十九年八月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 富士観光開発株式会社 代表取締役 志村和也

2 住所 南都留郡鳴沢村字富士山八千五百四十五番地の六

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(-) 名称 アピタ田富店

(二) 所在地 中央市山之神千三百八十三番地 一外

2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	有限会社キーズ 代表取締役 深田幸恵	中央市山之神千三百八十三番地九
	セガミメデックス株式会社 代表取締役 瀬上修	大阪府大阪市中央区南船場二丁目七番三十号
	カネミ食品株式会社 代表取締役 吉田克美	愛知県名古屋市中区中坪町九十番地
	株式会社ホットランド 代表取締役 佐瀬守男	群馬県桐生市相生町四丁目二千四百三十番地
	有限会社プランニングハウス 代表取締役 大友慎一	甲府市富士見二丁目一番五十八号
	レインボーハット株式会社 代表取締役 酒井裕一	東京都豊島区西池袋二丁目三十九番六号

株式会社ファイブフォック ス 代表取締役 上田稔夫	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六十番七号
石川進也	南アルプス市小笠原三百八番地
株式会社夢や 代表取締役 高杉弘美	香川県高松市朝日新町十七番二十号
斉藤光弘	中巨摩郡昭和町押越千三十二番地二十一号
株式会社パレモ 代表取締役 中本敏幸	愛知県稲沢市天池五反田町一番地
有限会社フラワー総合センターマツオ 代表取締役 松尾孔	中巨摩郡昭和町西条千百七十三番地
株式会社キング 代表取締役 山田幸雄	東京都品川区西五反田二丁目十四番九号
有限会社鈴屋 代表取締役 深沢貴美子	甲府市城東四丁目九番十八号
株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役 花谷洋二	東京都新宿区新宿一丁目十九番十号
株式会社東京デリカ 代表取締役 木山茂年	東京都葛飾区新小岩一丁目四十八番十四号
株式会社さが美 代表取締役 石田敏彦	神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目二番十一号
株式会社三城 代表取締役 多根裕詞	東京都中央区銀座二丁目七番十七号

株式会社靴のヨダ 取締役 依田辰男	代表取 南アルプス市飯野三千六百 六十九番地の二
株式会社タカキユー 代表 取締役 白井一秀	東京都板橋区板橋三丁目九 番七号センタービル内
株式会社サンリフォーム 代表取締役 小林英美	愛知県稲沢市天池五反田町 一番地
むろい株式会社 代表取締 役 宗井聡一郎	中央市流通団地一丁目五番 二号
株式会社ベベ 代表取締役 尾神裕	兵庫県神戸市中央区島中町 六丁目八番二号
有限会社ホットステーション 代表取締役 稲木義明	群馬県桐生市広沢町五丁目 千九百五十五番地
有限会社スタンプマート 代表取締役 小林彰男	甲府市大里町四千二百二十 七番地
株式会社オンワード樫山 代表取締役 石田博	東京都港区海岸三丁目十一 番六号
ベネトンジャパン株式会社 代表取締役 矢口健二	東京都渋谷区神宮前四丁目 三番十号
株式会社ウエザーステーション 代表取締役 西田明 男	東京都渋谷区松濤二丁目二 十番六号
有限会社ムサシドー 代表 取締役 土屋春樹	甲府市徳行一丁目六番二号
株式会社ワールド 代表取 締役 寺井秀蔵	兵庫県神戸市中央区港島中 町六丁目八番一

株式会社コベック 代表取 締役 中野実	代表取 岡山県倉敷市真備町尾崎千 三百七十六番地の一
株式会社ひらおか 代表取 締役 平岡正吾	代表取 静岡県静岡市葵区春日二丁 目十一番十号
株式会社呑婢茜里 代表取 締役 大澤良夫	代表取 静岡県静岡市葵区音羽町十 九番十五号
ユニー株式会社 代表取締 役 前村哲路	代表取締 愛知県稲沢市天池五反田町 一番地

- 3 変更の年月日
平成十九年二月二十一日
届出年月日
平成十九年七月二十日

● 大規模小売店舗において小売業を行う者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が
あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお
り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九
年十二月二日まで縦覧に供する。
平成十九年八月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
- 1 氏名又は名称 ユニー株式会社 代表取締役 前村哲路
- 2 住所 愛知県稲沢市天池五反田町一番地
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アピタ石和店
所在地 笛吹市石和町窪中島字新開町百五十四番外
- 2 変更した事項

変 更 事 項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
---------	------------	--------

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	ユニー株式会社 代表取締役 前村哲路	愛知県稲沢市天池五反田町一番地
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	有限会社ホットステーション 代表取締役 稲木義明	群馬県桐生市広沢町五丁目千九百五十五番地
	株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀蔵	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一
	株式会社ファイブフォックス 代表取締役 上田稔夫	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六十番七号
	株式会社ライトオン 代表取締役 藤原政博	茨城県つくば市東新井三十七番地一
	株式会社ひらおか 代表取締役 平岡正吾	静岡県静岡市葵区春日二丁目十一番十号
	有限会社焼津谷鳥屋 代表取締役 中野弘道	静岡県焼津市栄町四丁目二番四号
	株式会社東京デリカ 代表取締役 木山茂年	東京都葛飾区新小岩一丁目四十八番一号
	株式会社パレモ 代表取締役 中本敏幸	愛知県稲沢市天池五反田町一番地
	株式会社アカシヤ 代表取締役 河野義政	甲府市中央四丁目四番二十六号
	株式会社さが美 代表取締役 二谷貴夫	神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目二番十一号
	株式会社シーズプランニング 代表取締役 関好邦	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目四十一番十四号
	株式会社メガネスパー	神奈川県小田原市本町四丁

代表取締役 田中由子	目二番三十九号
ユニー株式会社 代表取締役 前村哲路	愛知県稲沢市天池五反田町一番地

3 変更の年月日
平成十九年二月二十一日
届出年月日
平成十九年七月二十日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十九年八月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 韮崎市藤井町北下條字下横屋一五二四の一、一五二四の二、一五二四の三、一五二四の四、一五二四の五、一五二四の六、一五二四の七、一五二四の八、一五二四の九、一五二四の一〇、一五二四の一、一五二四の二、一五二四の三、一五二四の四、一五二四の一五、一五二四の三及び水の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路 道路 緑地広場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所峡北支所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 山梨県甲府市下飯田三丁目六番二号 有限会社チームトラスト 代表取締役 羽田 清正

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十九年八月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南巨摩郡増穂町小林字竹隠東一五〇二の一、一五〇三、一五〇七の一、一五〇九の一、一五一一、一五一一、一五一一、一五一一、一五一一、一五一一、一五二四、一五二五の一及び一五二六の一の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 公園	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峽南建設事務所及び増穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南巨摩郡増穂町天神中條千百二十二番地の一 有限会社野中林業所 代表取締役 野中松男

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十九年八月二日

山梨県警察本部長 篠 原 寛

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 借入物品等の名称及び数量
 - IC 運転免許証追記装置 十六組
- 2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間
平成二十年二月一日から平成二十五年一月三十一日まで

4 借入場所
山梨県警察本部長が指定する場所

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 平成十九年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十九年山梨県告示第四百四十六号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇〇二〇二 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課庶務担当 電話〇五五 二八五 〇五三三

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十九年八月二十四日（金）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に、三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成十九年九月十三日（木）午前十一時 山梨県警察本部交通部運転免許課二階多目的ルーム

4 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十九年九月十二日（水）午後四時までに山梨県警察本部交通部運転免許課庶

務担当（郵便番号四〇〇〇二〇二 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地）に必着すること。

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和二十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を平成十九年八月六日（月）から同月二十七日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することができる。

7 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured
IC Driving License Card Terminal for append, 16 set

2 Date and time for tender
11:00AM September 13, 2007

3 Bureau in charge

License Division, Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police

Headquarters 825 Simotakasuna Minami-Alps-shi Yamanashi-ken 400-0202 Japan

TEL 055-285-0533

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番